

7月は、社会を明るくする運動、 犯罪や非行を防止し、立ち直 りを支える地域のチカラを強調 月間

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。本年度70回目を迎え、7月を強調月間として活動を推進します。

行動目標

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

趣旨 安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化して、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことですが、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも、とても大切なことです。

・ 犯罪や非行をする人がいない社会をつくる。
・ あやまちからの立ち直りを支えていける社会をつくる。
そのためには、一部の人たちだけでなく、地域すべての人がそれぞれの立場で関わっていく必要があります。

本年も、社会を明るくする運動を通じて、多くの方々に積極的に参加していただき、犯罪や非行の抑止を図るとともに、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを支え、安全で安心して暮らせる地域社会づくりをめざしています。

池田町での取り組み

岐阜県では緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルスの感染対策のため、期間中の街頭活動・学校訪問は行いません。町長を始め各種団体による『社会を明るくする運動実施委員会』を組織し、懸垂幕・のぼり旗を設置するにとどめます。

期間中は標語にて関係団体などが『社会を明るくする運動』を皆さんに呼びかけます。

呼びかけ標語

- ・ 非行や犯罪をなくす。
- ・ 交通事故をなくす。
- ・ 町をきれいにする。

子どもたちには

各小学校六年生全員に、更生保護女性会のみなさんが作成した標語入りの「しおり」を贈り、お話をします。

〈実施委員会参加団体〉

池田町、町議会、区長連合会、民生児童委員協議会、青少年育成推進委員会、少年補導委員会、人権擁護委員会、小中学校長会、PTA連合会、薬剤師会、池田交番、保護司会、更生保護女性会
池田町の皆様のご協力をお願いします。

手話奉仕員養成講座（前期編）開講のお知らせ

手話は、「手や身体・表情」で表し、「目」で見て理解する言葉です。この講座では、手話で伝え合う楽しさを知り、地域のろう者と手話で日常会話ができるようになることを目標にしています。

日時

令和2年8月20日（木）～令和3年3月11日（木）まで（全26回）
毎週木曜日午後7時～9時（1回約2時間の講習）

場所 池田町中央公民館 2・3研修室

（当日の開館状況によっては変更があります）

対象者 町内在住または在勤（18歳以上）で継続して受講可能な方（ただし、手話学習経験のない方に限る）

内容

簡単な手話表現の習得から、自己紹介や日常会話までを学びます。
その他 同講座（前期編）全26回のうち21回以上受講された方には、受講証明書を発行します。なお、次年度開講予定の同講座（後期編）を規定回数以上受講されますと修了証を発行します。

定員 30人（揖斐川町、大野町の受講者と一緒に学びます）

費用

受講料は無料ですが、テキスト代をご負担ください。（3,300円）
申し込み方法 往復はがきに ①講座名（手話奉仕員養成講座（前期編）） ②郵便番号 ③住所 ④氏名（ふりがな） ⑤年齢 ⑥電話番号を明記し、一般社団法人 岐阜県聴覚障害者協会（〒500-8384

岐阜市数田南5-14-1
53 OKB
ふれあい会館6階）へ
郵送してください。8月10日（月）祝（必着とします）。

【往復はがきの記載方法】
（「池田 町子さん」が受講を希望する場合）
（返信の宛名面） （返信の文面）

〒500-8384 岐阜市数田南5-14-53 OKBふれあい会館 6階 一般社団法人 岐阜県聴覚障害者協会 御中	※白紙のまま発送します。
---	--------------

（返信の宛名面）	（返信の文面）
〒503-2492 揖斐郡池田町六之井 1468-1 池田 町子 宛	① 池田町手話奉仕員養成講座（前期編） ② 503-2492 ③ 揖斐郡池田町六之井 1468-1 ④ 池田 町子（いけだ まちこ） ⑤ 年齢 32歳 ⑥ 0585（45）3111

↑ 受講を希望される方の情報を、返信の宛名面、返信の文面に記入します。